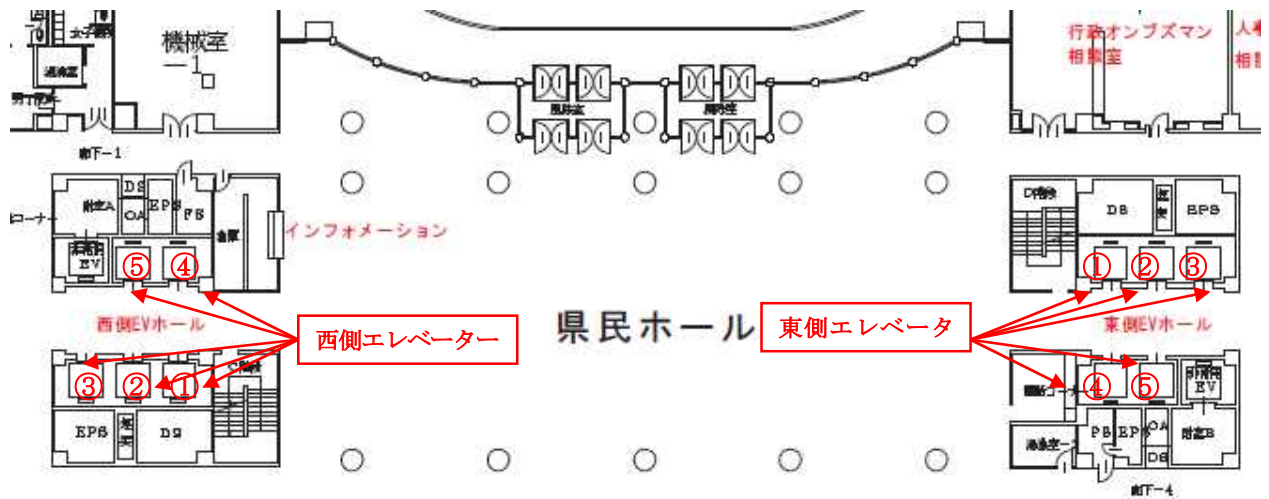


H30 沖縄県本庁舎広告ポスター掲出仕様書

1 掲出場所

沖縄県本庁舎

- (1) 東側エレベーター内 5基
- (2) 西側エレベーター内 5基



2 掲出枚数

東側エレベーター内壁面 5基×1枠×2枚=10枚
西側エレベーター内壁面 5基×1枠×2枚=10枚 合計20枚

3 掲出期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日までとし、1か月を単位とする。

4 広告ポスターの規格

- (1) エレベーター1基あたりポスター枠：縦575mm×横825mm（1枠）
- (2) 1枠あたりのポスター規格（枚数）：縦575mm×横412mm（2枚）

5 広告ポスターのデザイン

沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領第3条で定める広告の範囲等のものであること。また、県との協議の上、決定すること。

6 その他

- (1) 広告ポスター取扱業者は、その応募時に提示した広告料見積書（1枚あたりの月単価）に基づき、県と広告ポスター掲出に係る契約を締結し、広告ポスターを掲出する際、広告料を県へ納付するものとする。
- (2) 広告ポスター取扱業者は、広告ポスター掲出期間に係る行政財産使用許可を受け、行政財産使用料を県へ納付するものとする。

【参考：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの行政財産使用料試算】

□エレベーター広告ポスター 186円/月・枚（消費税抜き）
□年 額 186円×20枚×12月=44,640円